

◎新潟県告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年12月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	新	(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C) 28.1～129.0メートル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙701番1から 同市大字下条字中谷地甲1670番まで		(D) 15.6～56.6メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1670番から 三条市下保内字上谷地116番1まで		(E) 14.0～42.4メートル	563.0メートル
三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで		(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで		(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで		(K) 14.9～48.0メートル	755.8メートル
新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで		(L) 13.4～30.0メートル	877.0メートル

三條市須戸新田字石田1285番1から 同市柳川新田字中谷内1069番1まで		(M) 16.3～47.4メートル	1,229.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	旧	(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C) 28.1～129.0メートル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		(D) 15.6～163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三條市下保内字六反田74番1まで		(E) 14.0～37.8メートル	547.2メートル
三條市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで		(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三條市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで		(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三條市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三條市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三條市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで		(K) 14.9～48.0メートル	755.8メートル
新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで		(L) 13.4～30.0メートル	877.0メートル
三條市須戸新田字石田1285番1から 同市柳川新田字中谷内1069番1まで		(M) 16.3～47.4メートル	1,229.8メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)、(J)、(K)、(L)及び(M)は関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線及び県道村松田上線と重用